

お手元にありますか？



お手元に保険書類はありますか？

保険付き住宅の新築引渡時に、事業者を通じて、保険法人が発行した「保険付保証証明書」または「保険加入証明書」が渡されることになっています。各種手続の際にこれらの書類が必要になることがあります。保険期間が満期を迎えた後も、捨てずに引き続き保管してください。今一度ご確認の上、**もしも見つからない場合は、お住まいの住宅を供給した事業者（建設業者・宅建業者）にお問い合わせください。**

住宅瑕疵担保責任保険の保険期間は、新築引渡時より10年間です。

※ お手元に保険書類が見当たらない場合でも、保険付き住宅であることを確認することができます。詳細は下記フリーダイヤルへお問い合わせください。



住まいるダイヤル 0000-000-000

住まいの「困った!」を相談



国土交通大臣指定

差出人 株式会社JPMメディアダイレクト

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

〒137-8501 東京都江東区新砂2-4-23

<https://www.chord.or.jp>

住まいるダイヤル

検索

新東京郵便局内 JPMDメールセンター

このお知らせは、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターが制作し、宛名欄記載の会社（住宅瑕疵担保責任保険法人）が送付しています。

より良い支援制度にするために

アンケートにご協力ください！

左下のアンケートに対する答えを、
□チェックボックスに✓ チェックしてご記入いただき、
切り取った後、そのまま投函してください(切手は不要です)。

Q.1

お住まいの住宅が保険付き住宅であることをご存知でしたか？

A.1

☐ A. 知っていた

☐ B. 知らなかった

Q.2

Q1でAとご記入いただいた方のみお答えください。保険付き住宅について最も期待されたことは何ですか？

A.2

☐ A. 住宅の品質確保

☐ B. 瑕疵があった時の保証

☐ C. 相談・紛争処理サービス

Q.3

お住まいの住宅の保険付保(加入)証明書を保管しておりますか？

A.3

☐ A. 保管している

☐ B. 保管していない

☐ C. 分からない

Q.4

「住まいるダイヤル」をご存知でしたか？

A.4

☐ A. 知っていた

☐ B. 知らなかった

Q.5

Q.4でAとご記入いただいた方のみお答えください。「住まいるダイヤル」を何で知りましたか？

A.5

☐ A. インターネット

☐ B. TV・ラジオ

☐ C. 新聞・雑誌

☐ D. ダイレクトメール

☐ E. その他のパンフレット類

Q.6

保険期間の満期後も「住まいるダイヤル」に無料で相談できることをご存知でしたか？

A.6

☐ A. 知っていた

☐ B. 知らなかった

Q.7

Q.6でAとご記入いただいた方のみお答えください。「住まいるダイヤル」に相談したことはありますか？

A.7

☐ A. 電話相談をした

☐ B. 専門家相談をした

☐ C. ない

Q.8

保険期間の満期後も住宅紛争審査会による紛争処理を利用できることをご存知でしたか？

A.8

☐ A. 知っていた

☐ B. 知らなかった

Q.9

保険付き住宅に住み始めてから何か住宅のトラブルがありましたか？

A.9

☐ A. ない

☐ B. 契約や代金のトラブルがあった

☐ C. 不具合や欠陥があった

Q.10

世帯主の年代をご記入ください。

A.10

☐ ~20歳代
☐ 50歳代

☐ 30歳代
☐ 60歳代

☐ 40歳代
☐ 70歳代～

アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。

料金別納郵便

重要

「保険付き住宅」にお住まいの方へ

法律に基づく支援制度等のお知らせ

保険付き住宅にお住まいの方は、10年の保険期間が満期を迎えた後にも、法律に基づく各種支援制度をご利用いただけます。中面を必ずご確認ください、電話番号などの情報を保管しておいてください。同封のアンケート調査にもご協力をお願いします。

「保険（住宅瑕疵担保責任保険）付き住宅」とは？

新築住宅に特定住宅瑕疵^{※1}があった場合に備えて、**住宅瑕疵担保責任保険が付された住宅です。**

住宅瑕疵担保履行法に基づき、新築住宅を供給する事業者（建設業者・宅建業者）には、住宅瑕疵担保責任保険への加入または保証金の供託が義務付けられています。万が一、特定住宅瑕疵があった場合は、瑕疵の補修費用などが保険金として保険法人^{※2}から事業者を支払われます。なお、事業者が倒産した場合には、保険金は保険付き住宅の取得者に直接支払われます。^{※3}

※1 特定住宅瑕疵とは、構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分の瑕疵です。
詳細は、(一社)住宅瑕疵担保責任保険協会のホームページ(<https://www.kashihoken.or.jp/kashihoken/>)をご参照ください。
なお、保険期間が満期を迎えた後に特定住宅瑕疵が見つかったとしても、保険の対象とはなりません。

※2 保険法人は、国土交通大臣が指定した専門の保険会社です。

※3 保険付き住宅を中古で購入された方は、保険法人が発行する「転得者証明書」等をお持ちであれば、保険金を請求できる場合があります。また、各種支援制度もご利用いただけます。

より良い支援制度にするために

WEBアンケートへのご協力をお願いします！

二次元コード

スマートフォンで右記の二次元コードを読み取っていただき、アンケートに回答後、**回答ボタン**を押してください。

このお知らせは、2015年4月から2016年3月の間に、**住宅瑕疵担保責任保険が付された新築住宅を取得された皆様へお届けしております。**
大切な事項が記載されていますので、**必ずご確認ください。**

ここからゆっくりはがしてください。(大切な内容が記載されています。ご本人様以外、はがさないでください。)

あなたがお住まいの住宅は、「保険^{（かし） 住宅瑕疵 担保責任保険}」付き住宅」です。

保険付き住宅にお住まいの方は、**保険期間が満期を迎えた後にも**、お住まいの住宅について
気になることやトラブルがあった場合は、各種支援制度がご利用いただけます。「転得者証明書」
等をお持ちの方も、各種支援制度がご利用いただけます。※ただし、ご利用内容・期間に一部制限があります。

支援制度とは？

まずは、お気軽に電話でご相談ください。

無料

住まいるダイヤル
建築士による
電話相談
0000-000-000
【受付時間】10:00～17:00（土、日、祝休日、年末年始を除く）

住まいるダイヤルは、国土交通大臣から指定を受けた、住宅専門の相談窓口です。建築士の資格を持った相談員がご相談にお答えします。

無料

例えば、住まいるダイヤルでは、こんなご相談をいただいています。

築10年になる木造住宅に住んでいます。住宅を施工した事業者から、定期的なメンテナンスが必要と言われ、屋根と外壁の塗装工事を行なうことを考えています。内装や給排水設備の点検とメンテナンスも考えていますが、どのタイミングで行うのがいいのでしょうか。

50代 女性

専門家が適切にアドバイスします。

無料

**弁護士・建築士による
専門家相談**

全国の住宅紛争審査会（弁護士会）で、弁護士と建築士のペアによる無料の対面相談（1時間）を行っています。契約相手方とのトラブルであれば、紛争処理もご説明します。

弁護士・建築士等が解決にあたります。

**申請料
1万円**

紛争処理

保険付き住宅の契約当事者間※4で不具合や代金を巡るトラブルが生じた場合に、全国の住宅紛争審査会（弁護士会）の専門家が間に入って解決にあたる手続です。

※4 保険付き住宅を新築する請負契約または新築の保険付き住宅の売買契約が対象です。賃貸借契約等は対象外です。

本ダイレクトメールについて

本ダイレクトメールに関するご質問等は、右側の二次元コードからお問い合わせいただけます。



全国52の
住宅紛争審査会（弁護士会）は
こちらからご確認ください。



住宅リフォームや住宅売却時の支援制度等もご利用ください。

リフォーム見積チェック **無料**

住まいるダイヤルで実施していますので、お気軽に電話ください！

- ✓ 見積の項目・形式について
- ✓ 見積金額について
- ✓ 工事範囲や工事箇所について

リフォーム瑕疵保険 **紛争処理も利用できるようになりました。**

リフォーム工事に対する検査と保証がセットになった保険で、リフォーム工事を実施する事業者が保険に加入します。リフォーム工事に瑕疵があった場合は保険で対応できるので安心です。保険法人に登録しているリフォーム事業者をお探しの場合は、次の検索サイトで登録事業者を検索していただき、登録事業者へ直接お問い合わせください。

（一社）住宅瑕疵担保責任保険協会『登録事業者等の検索サイト』▶



既存住宅売買瑕疵保険 **紛争処理も利用できるようになりました。**

個人としてお住まいの住宅を売却する場合に活用可能な、住宅の検査と保証がセットになった保険です。保険対象部位に不具合があった場合に補修等が保証されるので、買い手にとっても安心な取引が期待できます。仲介事業者、又は検査事業者が保険に加入しますので、事業者へ直接お問い合わせください。

（一社）住宅瑕疵担保責任保険協会『既存住宅購入をお考えの方』▶



郵便はがき

1 3 7 - 8 7 3 1 674

料金受取人払郵便

新東京局 承認 XXX

差出有効期間
令和@年@月@日まで
（切手を貼らずに
お出しください）

日本郵便 新東京郵便局
私書箱155号

株式会社JPメディアダイレクト内
住まいるダイヤル保険付き住宅アンケート事務局 行



より良い支援制度にするために
**アンケートへの
ご協力をお願いします！**

- アンケートに回答いただき、
チェックマークを記入する 
- ハガキを切り取る 
- ポストにそのまま投函 **切手は不要です** 

ハガキではなく、WEBでもアンケートを受け付けております。おもて面の二次元コードからサイトへのアクセスよろしくお願いいたします。

より良い支援制度にするために
WEBアンケートへのご協力をお願いします！

おもて面をご確認ください。

スマートフォンで二次元コードを読み取っていただき、アンケートに回答後、**回答ボタン**を押してください。

ご記入いただいた内容は、支援制度の一層の充実を図るために
のみに利用させていただきますので、安心してご記入ください。